

令和8年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第5日目)

令和8年3月13日 午後1時00分 開議

1. 出席議員 11人

1番	北村和士	2番	武尾哲治	3番	吉田功
4番	中津川定雄	5番	秋田谷光彦	6番	古谷星工人
7番	平野由里子	8番	田代実	—	—
10番	南雲まさ子	11番	飯田一	12番	寺嶋正

2. 欠席議員 1人

9番	井上栄一
----	------

3. 説明のための出席者 16人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	野崎智	会計管理者 兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税務課長	山岸裕子
町民課長 兼寄出張所長	堀谷恵子	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	鍵和田龍太
教育課長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	渋谷好人	書記	石井友子
------	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 38 号 松田町こども・子育て応援条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 2 議案第 1 号 松田町中高層建築物の日影に関する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 2 号 松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 4 議案第 3 号 松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 5 議案第 4 号 松田町犯罪被害者等支援条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 6 議案第 15 号 令和 8 年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）
- 日程第 7 議案第 16 号 令和 8 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 17 号 令和 8 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 18 号 令和 8 年度松田町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 19 号 令和 8 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 11 議案第 20 号 令和 8 年度松田町上水道事業会計予算
- 日程第 12 議案第 21 号 令和 8 年度松田町寄簡易水道事業会計予算
- 日程第 13 議案第 22 号 令和 8 年度松田町下水道事業会計予算
- 日程第 14 議案第 23 号 松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 24 号 松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 25 号 松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆様、こんにちは。松田町議会定例会本会議 5 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

報告いたします。井上議員におかれましては療養のため本会議を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお示しのとおりです。

議 長 日程第1、議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月13日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和7年9月9日から令和8年3月13日の間に、役場4階大会議室において委員会を13回開催し、令和7年第3回議会定例会において付託された議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で、別紙のとおり、原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けるとともに、幅広く意見を伺う必要があることから、障害者福祉及び子育てに関係する4名の参考人を招致し意見聴取しました。審査の結果、松田町子ども・子育て応援宣言の実現に向けた施策を総合的に推進するために必要な条例であると判断をいたしました。

別紙を御覧ください。

議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例に対する修正案」。

議案第38号「松田町こども・子育て応援条例」の一部を次のように修正する。前文中、「たくましい」を削除する。第6条第1項中、「健やかに」を「自分らしく」に修正する。第7条第2項中、「心身ともに健やかに」を削除する。第9条中、「自分の身は自分で守る等、」を削除する。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

3 番 吉 田 この条例は子ども・子育て会議の答申を受けたものと聞いております。その会議は2回の書面会議だったということですが、それでよろしいでしょうか。

産業厚生常任委員長 2回ともですね、書面で行われたということでございます。

議 長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

じゃあ、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はございますか。ごめんなさい。まず、原案に賛成の立場の討論はございますか。

次に、原案及び修正案に反対の立場の討論はございますか。

3 番 吉 田 私は、産業厚生常任委員会令和7年議案第38号「松田町こども・子育て応援条例」の審査報告について、反対の立場で討論に参加します。

私は、産業厚生常任委員会の本条例の審査にほぼ出席し、傍聴させていただきました。そこでは、数日、数十時間にわたり、大変慎重に一字一句を丁寧に審査されていたことに敬意を表します。

さて、松田町こども・子育て応援条例は、子供を囲む関係者が子供・子育て支援に一層力を注ぎ、子供たちの笑顔があふれ子育ての喜びを感じるまち、地域全体で子供・子育てを支えるまちを目指した松田町子育て応援宣言の実現に

向けた理念を持つことには私は賛同いたします。しかし、町、保護者、地域住民、学び育ちの施設等関係者及び事業者に向けたこの条例に、第9条のこどもの役割という子供の義務条項が記されていることに違和感を持ちます。

また、修正はされましたが、この条文中の心身等に強さ、たくましさを期待する文言の使用については、この条例が子供への寄り添い方を示すものであることから、子供への期待は慎重であるべきです。

さらに、この条例は議会上程前に子ども・子育て会議の答申を受けたと報告がありました。それは2回の書面会議ということです。そこに産業厚生常任委員会が審査に苦勞した原因があります。いま一度、子ども・子育て会議で丁寧に検討していただくことがよいと考え、委員会報告について反対討論とさせていただきます。

議 長 次に、修正案に賛成の立場の討論はございますか。

7 番 平 野 私は、議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例」について、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

昨年9月議会で上程されたこの条例案について、産業厚生常任委員会では、先ほどの委員長報告のとおり13回もの審議を重ねてまいりました。途中、委員会メンバーの入替えも挟んでの継続審査となったことは異例とも言えます。このようなタイミングでの上程は、議会に暗に簡単な審査を期待するものであり、この件については以後注意していただきたいと思っております。

また、この条例案は、先ほど吉田議員もおっしゃっていたとおり、子ども・子育て会議の答申により作成されたものですが、会議が2回、書面で済まされたということは大変遺憾に思います。

こうした経緯がありながらも、当委員会では上程された条例案を、松田町子ども・子育て応援宣言の趣旨にのっとり、また、まちのチルドレンファーストの施策を力強く支えるものとして受け止め、よりよいものとするため何度も議論をしてまいりました。今この条例をつくる意義を思えば、昨今、子供を取り巻くいろいろな課題を意識した包摂的な考えを取り入れるべきではないかという議論となり、そういった分野に詳しい方々のお考えを聞くということ

になりました。障害者福祉や子育て関係の団体の方々4人を参考人としてお呼びしたのはそのためです。最終的には、原案をできるだけ尊重しながらも、包摂的な観点を加味して別紙のとおり4か所の修正とさせていただきます。

9条のこどもの役割については子ども・子育て会議の御意向で加えられた条文とのことでしたが、子供自身が自分だけではなくほかの人の命も大切にすることをうたっているのも必然性があると判断いたしました。包摂的な視点にそぐわない「自分の身は自分で守る」という文言は削除させていただきました。

以上が私からの修正案賛成の討論とさせていただきます。皆様もぜひこの修正案に御賛同をいただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を打ち切り、採決を行います。

採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決します。

まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2、議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月10日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和8年3月10日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。まちづくり課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、市街地再開発事業に係る日影などの環境面に関しては、町民の関心が高いため、適切な時期に情報の提供に努められたい。

以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第3、議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月11日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、3月10日及び11日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告をします。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第4、議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月11日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和8年3月10日及び11日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、子育て世代の声を聞き、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が早期に実施できるよう関係機関と調整を図られたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第5、議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、北村

和士君。

総務文教常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月12日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。総務文教常任委員会委員長、北村和士。

総務文教常任委員会報告書。

本委員会は、令和8年3月12日に、委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。安全防災担当室長及び担当職員出席のもと、既に条例制定した市町の状況と、支援までの流れや具体的な支援方法等詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断いたしました。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第6、議案第15号「令和8年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、田代実君。

一般会計予算審査特別委員長 それでは、既に配付されております委員会報告書、並びに委員長として特にお伝えしたいことを伝えて報告を行います。

令和8年3月9日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。一般会計予算審査特別委員会委員長、田代実。

一般会計予算審査特別委員会報告書。

本委員会は、3月9日に、委員11名中10名出席のもとに、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第15号「令和8年度松田町一般会計予算」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款ごとに審査しました。予算執行に当たっては、令和8年度の重点事業として考えられる、1、ボトルドウォーター生産施設整備事業、2、新松田駅北口地区市街地再開発事業と南口駅前広場の整備、3、地域公共交通事業、この3点について次のとおり申入れを行いました。

1、ボトルドウォーター生産施設整備事業の施設利用事業者との契約は、リスク管理を最大限に考慮したものとされたい。

2、新松田駅北口地区市街地再開発事業と南口駅前広場の整備は、交通の拠

点として一体的にその機能を発揮するとともに、バリアフリー化を推進されたい。

3、地域公共交通については、3か年度の実証実験を踏まえ運行課題を明確にして推進されたい。

特に町長にお伝えしたいことは、1のボトルドウォーター生産施設整備事業についてです。経営の厳しい寄簡易水道事業の一助とするため、寄の水を販売するための投資的事業であることは予算審査委員全員が理解をしております。しかしながら、総額5億6,750万円の事業に対し50%近い2億8,000万円は一般財源を投資することになります。その投資額を回収するため、設備利用者から毎年1,463万円を負担金として20年間で徴収する計画となっております。この設備を利用する際の負担金徴収に伴う契約が事業の成果を左右する重要なポイントとなります。よって、リスク管理を最大限考慮して執行されることを町長に強く申し入れ、委員会報告といたします。

以上です。

議 長 一般会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第15号「令和8年度松田町一般会計予算」に対する委員長の報告は可決

です。議案第15号「令和8年度松田町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第7、議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 皆さん、こんにちは。議会最終日、何とぞよろしくお願いいたします。

議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」。

令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,020万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしくお願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

町民課長 議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」について説明させていただきます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。

196・197ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款・項ともに国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少や被保険者の高齢化などにより保険税額は減少しておりますが、子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から節4子ども・子育て支援納付金分現年課税分を新たに課税するため増額となるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修に対するものでございます。

款4県支出金、項1県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、説明欄、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。保険給付費等交付金特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や、健康づくり教室など医療費の適正化に向けた取組等に対する保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

次のページ、198・199ページをお願いいたします。

款5財産収入は預金利子でございます。

款6繰入金、項・目ともに一般会計繰入金は、全て法定繰入金分でございます。

節1保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険料軽減分として、県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合で、一旦、一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節2職員給与費等繰入金は、職員3名分の給与費と事務費分等の繰入れでございます。

節3財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために、交付税措置される金額を繰り入れるものでございます。

節4未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の2分の1の減額分を公費で補填する制度として、一旦、一般会計で国・県の負担金を受け

入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節5 産前・産後保険料繰入金は、産前・産後期間の保険料減額分を公費で補填する制度で、一旦、一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

款7 繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として2,000万円を計上しております。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料につきましては、主に保険税の延滞金でございます。

項2 指定公費負担医療立替交付金につきましては、予算の項目立てとなっております。

項3 雑入の次のページ、200・201ページをお願いいたします。一般被保険者第三者納付金と、目2 一般被保険者返納金につきましても、予算の項目立てとなっております。

次のページ、202ページ、203ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、主に職員3名分の給与費や事務経費を計上しております。説明欄の一般管理経費の主なものは節11 役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。説明欄の会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員の報酬等でございます。目2 団体負担金につきましては、国保連合会への負担金でございます。

項2 徴税费、目1 賦課徴収費の主なものといたしまして、次のページ、204・205ページをお願いいたします、説明欄の会計年度任用職員給与費は収納対策に従事する職員の報酬等でございます。項・目ともに運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として委員6名分の報酬等でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は、医科、歯科、調剤等の医療に係る費用、目2 一般被保険者療養費は、柔道整復、補装具等の費用でございます。

目3 審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査の手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項2 高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。

項3 移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際の移送費用で、科目設定扱いとなります。

次のページ、206ページ、207ページをお願いいたします。

項4 出産・育児諸費は、出産・育児一時金6件分でございます。

項5 葬祭諸費は、1件5万円の葬祭費25件分でございます。

項6 傷病手当諸費は、傷病手当金の支給に係るものですが、制度が終了し、給付期間も経過したため廃目となります。

款3 国民健康保険事業費納付金は、神奈川県により決定された金額を納付するものでございます。

項1 医療給付費分は、医療に係る費用としての納付金でございます。

項2 後期高齢者支援金等分は、現役世代から後期高齢者医療制度への支援金としての納付金でございます。

項3 介護納付金分につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した分の納付金でございます。

項4 子ども・子育て支援納付金分は、次のページ、208ページ、209ページをお願いいたします、子ども・子育て支援金制度の創設により支援納付金対象費用に充てるため、被保険者から徴収した子ども・子育て支援納付金分を納付するものでございます。

款・項ともに保健事業費、目1 保健普及費は、医療費通知等に係る経費や、説明欄の節18人間ドック補助金は、1件2万円で90件分の経費でございます。また、その下の会計年度任用職員給与費は管理栄養士1名分の人件費を計上しております。

目2 国保ヘルスアップ事業費は、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。被保険者の健康保持・増進のための事業として、糖尿

病性腎症重症化予防事業などを実施しております。

地域包括ケアシステム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、地域資源を活用した健康づくりなどの事業の委託料などを計上しております。

特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細かな対応により受診率の向上を図ります。

早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して、健診の勧奨及び早期発見や重症化の予防を図るものでございます。

健康相談事業の一般会計繰出金につきましては、健康福祉センター内の未病センターで相談業務を受ける会計年度任用職員の人件費に充てるための繰出金でございます。

特定保健指導未利用者対策事業は、特定保健指導の対象者であっても指導につながらない者に対し、個別の通知を作成し、生活習慣改善に向けた指導を行うための委託料でございます。

特定健診継続受診対策事業は、過去の受診結果を含めた個別の通知を作成し、次年度以降も継続して健診を受けていただくよう勧奨を行うための委託料でございます。

次のページ、210・211ページをお願いいたします。

項2・目1ともに特定健康診査等事業費は、特定保健指導等に係る報償費などの経費や特定健康診査に係る委託料などでございます。

款5・項1ともに基金積立金は、財政調整基金積立金の利子でございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金などでございます。

項2指定公費負担医療立替金は、次のページ、212・213ページをお願いいたします、科目設定扱いになります。

款7予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

次のページ、214ページから217ページには国保会計の職員等の給与費明細書

が、218ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 何点かお伺いします。

1つは令和8年度の被保険者の見込みですね、見込み、被保険者数、それから前年度に対してどのぐらい、減っているんですね、その増減。それからですね、197ページのほうでは新たに子ども・子育て支援給付金、納付金か、支援納付金が出ていますけども、これの積算根拠をお伺いします。

次に、203ページの一般管理経費のところ、18、システム改修費負担金、2つありますけども、これはシステムですからどのようなシステムを改修するのか、その辺をお伺いいたします。

分かる範囲でいいですよ。

町 民 課 長 1つ目の御質問ですが、令和8年度の被保険者数の見込みということでございますが、先ほども御説明申し上げましたが、被保険者は年々減少しております、大体、幅はあるんですけど40から50人ぐらいずつ減少しております。現在ですね、2月末時点で2,001人、国保の被保険者の加入者が2,001人ですので、この予算立てには大体同じぐらいの数字で見込んで予算立てはしております。ただ、年度末になるとその30人から50人ぐらいの幅で減少していくのではないかというふうな見込みを立てております。

次に、197ページの納付金ですね。197ページ、子ども・子育て支援納付金の現年課税分の予算立ての見込みということでよろしいのでしょうか。こちらはですね、一応、収納率を96、この子ども・子育て支援金だけではないんですが、この現年課税分に関しましては96~97%の収納率の見込みで予算立てをしております。

それから、203ページのシステム改修の御質問ですよ。システム改修関係の御質問があったかと思いますが、一般管理経費の中のオンライン資格確認等

システム運営負担金、これは国保連のほうのシステム改修になります。その下の町村共同システム改修費負担金は、これはシステム組合のほうに一括して、住基系の国保も入っているものですからそちらのシステム改修になりますが、令和7年度までシステム組合に払う負担金のほうを一般会計のほうで計上していたものを、令和8年度から特別会計は特別会計でそれぞれ見るようにという。そういう是正をしていきたいと思いますということで新たに令和8年度からは特別会計で計上したものになります。

その下のコクホラインシステムというのは、これも国保連合会のほうのシステムの改修費でございます。

以上でございます。

12番 寺嶋 子ども・子育て支援給付金、納付金のほうは、国の法律改正といたしますか、それに基づいてこれは所得割と均等割のその配分を積算、ここに入れたというような解釈でよろしいでしょうか。

終わります。

議 長 ほかにございますか。

1番 北村 4点ございます。

一応、念のため確認なんですけれども、令和6年度の収納率は幾つで、令和8年度は幾つぐらいを想定されているのかが1点目でございます。

2点目、財政調整基金の残高を御教示ください。

3点目、1億円程度繰入金がありますけれども、一般会計から、過去から現在の推移から推測すると将来的にどうなるか、推測をお願いいたします。

4点目、現在の特定健診の受診率、よろしくをお願いいたします。

以上です。

町 民 課 長 まず1点目の質問ですが、令和6年度の収納率についてでございますが、現年課税分が95.5%でございます。滞納繰越分のほうは15.6%ございました。令和8年度の見込みでございますが、もちろん令和6・令和7年度よりは上げていこうということでいろいろ対策を行っているところでございます。差押えや預金調査等を今行っているところでございますが、一応、予測はこの予算立

てのときにもその見込みで出しておりますが、96～97%を見込んでおります。

それと、財調ですね。すみません。財政調整基金の残高でございますが、国保と診療所の分が統合されまして一緒になっている残高でございます。すみません。合計で3億6,900万円ぐらいでございます。

基金の将来的な見込み。繰入金。すみません。繰入金。一般会計繰入金の将来的な見込みという御質問でございますが、保険基盤安定というのは軽減の部分になりますし、それだけではないんですけれども、金額は大きくなっていくのかなとは思いますが。

すみません。保険基盤安定繰入金は軽減の方なので、減らないというか、ちょっと増える見込みかと思えます。人件費のほうも上がっていますので、こちらも増える見込みかと思えます。

財政安定化支援というのは、国保財政は被保険者の方とかも財政がちょっと盤石な部分がありますので、そういった要素が減るということはないと思えますので、こちらも多くなっていくのではないかと思えます。

未就学児のほうは、こちらはですね、今、未就学児の分の軽減をしているんですが、これもちょっと拡大されるような動きもありますので、高校生まで拡大されるような動きもありますので、これも大きくなっていくような予測かと思えます。

産前・産後の部分につきましてはここ何年か見てもそれほど変わりはない、今年はずっと多かったですけれども、そんなに大きく変わりはないのではないかと考えられます。

特定健診。特定健診。すみません。特定健診の受診。すみません。令和6年度で39.4%でございます。すみません。受診率でございます。

以上です。

1 番 北 村 すみませんね。ありがとうございます。

収納率、上がるというようなことで見込んでいたというようなことで、昨年度決算のときに収納対策員が見つからないみたいなお話をされていたのでちょっと心配になっていて、現在の状況を教えていただければと思います。1点目

の続きです。

2点目、財政調整基金3億6,900万円というものだと思うんですけど、これは将来的な何か活用計画とかどうしてこういうみたいな計画があるのでしょうか。それについて御教示ください。

3点目ですね。繰入金が大きくなっていくというような多分推測をされていると思うんですけども、また一般会計の財政推計の方では繰出金になると思うんですけどね、そこでは令和30年度まで繰出金の金額が一定になっておりますので、そこら辺を見込んで財政推計を作っていただければ今後参考になると思いますので、これはちょっとお願いでございます。

4点ですね、特定健診の受診率39.4%、国保の歳出を減らすという言い方もあれなんですけれども、ためには特定健診の受診率が高い自治体はやっぱり医療費が低い傾向にあるというのが多分全国的な傾向だと思います。もちろん保険料の歳出を減らすだけでなく町民の健康のためにも効果があると思いますけれども、特定健診の受診率向上は来年度はこれをやるぞみたいなお話が何かあればお聞かせ願いたいです。よろしくお願いたします。

町 民 課 長 まず1点目の収納対策員の雇用状況ですが、今、御質問の中にあつたとおり、令和7年、今年の秋まではなかなか雇用できずにいたんですが、ハローワークに募集をかけましたところ11月に新たに1人、そういった経験のある方を雇用することができました。ただ、ちょっと事情があつてこの3月いっぱいまでで終わりになってしまうんですが、今また新たに募集をかけているところがございます。やっぱり収納対策員が来てから財産調査をしたり預金調査をしたり、今、差押えを結構専門的にやってもらっています。もう財産が見つかったり給与があつたり預貯金を見つければ、その前にももちろん来庁要請とかをするんですが、それに応じないとか分納の約束を履行しないような方はそういった財産を見つければもう差押えというふうなことで今やっております。

あと財政調整基金ですが、活用、財政調整基金の活用ということでございますが、診療所と一緒になつてはいるんですけども、診療所のほうは予算決算にも載っていますとおり、ちょっと赤字が続いておりますので、そちらのほう

は毎年切り崩していくような状況になっていますが、国保のほうはここ数年積み立てることができておりますので、例えば去年はその繰越金がちょっと多かった分、9月に補正させていただいて、人間ドックの受診者にさらに受診率が向上するように1万円分の商品券をお渡しして、もっと受けてもらおうということで来年もちょっと予算に乗せているんですが、そういったことで活用していきたいと思います。

あと、特定健診ですね、受診率の向上のためにということなんですが、今年度から新たに、この予算書の中で言いますと、209ページの説明欄の下から二つの特定保健指導未利用者対策事業と特定健診継続受診対策事業というのは、新たに保健指導や健診のほうを勧奨して受診につなげようというもので、こちらを新たにやっていく予定でございます。

以上です。

1 番 北 村
議 長

以上です。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。

議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第8、議案第17号「令和8年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第17号「令和8年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」。

「令和8年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,930万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

町民課長 議案第17号「令和8年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について説明させていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。230ページ、231ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、目2社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目3一部負担金は受診者の自己負担分として、目4後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢者の方の、それぞれの診療報酬収入でございます。目5その他の診療報酬収入として、一般診療報酬、予防接種、健康診査の収入等を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料は、診断書等の作成に係る文書手数料でございます。

款3繰入金、項・目ともに一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計にて予算計上している職員の人件費のうち、出張

所事務相当分の50%を一般会計の寄出張所費から繰り入れるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は、財源の不足分を補うために財政調整基金から1,200万円を繰り入れるものでございます。

項3 特別会計繰入金、目1 国民健康保険事業特別会計繰入金は、診療所においてレントゲン画像等を読み込むパソコン本体の更新を行うに当たり、国民健康保険事業特別会計の保険給付費等特別交付金で3分の1の補助を受けられるため、国保会計で一旦歳入し、国保会計の繰出金で診療所会計に繰り出し、診療所会計で繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金は、令和7年度分からの繰越金48万2,000円を見込んでおります。

款5 諸収入、項・目ともに雑入につきましては、保険適用外となる薬を入れる容器代や血圧手帳等の収入でございます。

次のページ、232・233ページをお願いいたします。

項2 受託事業収入、目1 特定健康診査等受託料は、寄診療所で特定健康診査を受けた方の受託金でございます。

次のページ、234・235ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費。款総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、説明欄、一般管理経費では、診療所の管理運営費として人件費や電気料等負担金などを計上しております。主なものといたしましては、説明欄、一般管理経費の18、診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、消防設備保守・点検委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担として、面積案分や人数案分により診療所分として算出し負担するものでございます。

その下の医師派遣負担金は、県立足柄上病院から医師を派遣していただくための負担金を計上しております。説明欄、会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計10名分を計上しております。

目2 団体負担金は、236・237ページをお願いいたします。医師会負担金など

でございます。

款2・項1医療費、目1医療用機械器具費は、医療用備品等の修繕料や診療に伴います感染性廃棄物処理委託料、医療用備品として、先ほど歳入で御説明しましたレントゲン画像等を読み込むパソコン本体の費用を計上しております。

目2医療用消耗品費は、注射器や注射針、包帯やガーゼ、コロナやインフルエンザの検査キット等の医薬品以外の消耗品を支出するものでございます。

目3医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上しております。

目4病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款3公債費は、一時借入金の利子でございます。

款4予備費は、歳入歳出の差額を計上しております。

なお、238ページから241ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 1つはですね、231ページのほうで診療収入とありますが、大体患者さんが1日どのぐらい来ているのかね、その辺でお伺いします。診療報酬が3,300万円ほどでね、相当もっと報酬をいっぱい稼がないと人件費も出ないみたいな感じなんですけどもね、そういうところでお伺いします。

それから、財政調整基金繰入金が1,200万円ありますが、先ほど財源不足ということですが、この1,200万円でのどの程度といいますか、どこをどういうふうに補充しているのか、その辺についてお伺いいたします。

あとはですね、現在、寄診療所のほうの診療体制が月火金が大体午前・午後やっていますが、もう水木が午後がお休みですかね。そんなことになっておりますが、これをですね、充実といいますかそういうふうにするにはどのぐらいの予算といいますかそういうのがかかるのか、そんなことは考えたことありませんかなということでお伺いいたします。

町 民 課 長 ただいまの御質問の収入の関係で、1日どれくらいの受診者が、診療件数があるのかということかと思いますが、今年度から水曜日と木曜日の午後を休診とさせていただいた関係からちょっと落ち込みまして、今、2月末現在で1日10人前後というところでございます。ちなみに昨年度は14人程度、その前は13人程度、その前の令和4年度は10人ということで、微増というかにはなっていたんですが、やはり今年ちょっと日数を減らした関係で少なくなっております。

あとは基金の関係で、1,200万円の繰入でどの部分に使っているのかという御質問かと思いますが、どの部分ということではなくて、全体の歳入と歳出のところで大体赤字が1,200万円ぐらいという見積りで計上させていただいております。

あとですね、診療体制の充実という御質問だったと思いますけれども、おっしゃるとおりですね、令和7年度から月曜日、火曜日、金曜日は1日診療、水曜日、木曜日は午前診療のみとさせていただいて、やはり今まで今年度、休診の時間に来られていた方ともいらっしゃると思うんですが、そのやっている時間に来ていただけるようにまず周知を7年度の初めのときに徹底させていただいて、あと、顔見知りといいますか、ほとんど分かっている人ですので個別に御案内をしたりして開いている時間に来ていただくようになどの配慮はしております。また、ほかからも来てもらえるように広報紙等に掲載したりですとか、あとチラシの配架の範囲を広げたりですとか、そういったことをして充実に努めております。

以上でございます。

1 2 番 寺 嶋 寄診療所のほうも、まともにバスで行けば相当時間もかかるし距離もありますからね、相当な手だてを打たないとなかなかこれは難しいなと思いますが、先ほど言いました財政調整基金繰入金金が1,200万円なかったらじゃあどうなるのかと、今やっていることがどの程度サービスができなくなるのかと、逆に言えばそういうことなんですね。それで、先ほど国保の会計のほうで財政調整基金が3億7,000万円近くあるということなんですが、ただ、これは診療所と国

保会計が分かれていますから、診療所はどのぐらいですか。国民健康保険の会計と国民健康保険診療所の財政調整基金。これを見ると診療所の基金が幾らももうないから、1,200万円を繰り入れたらあと数年でもう営業が、極端に言えば診療所がもう半分も開けなくなるみたいな感じになると思うんですがね、この辺のことについて伺います。

町 民 課 長 先ほど申し上げればよかったんですが、1,200万円がなかったらというようなお話もあったかと思うんですけども、一応黒字ラインといいますか、1日25人ぐらい来ていただくと何とかやっていけるかなというようなことをちょっと計算したことはあります。

あと、基金の内訳でございますが、今、診療所会計のほうの残高が3,600万円、3億6,900万円のうちの3,600万円が診療所分でございます。このままのペースで取崩しを行ったとすると、あと3年程度で基金のほうはなくなってしまう状況でございます。

1 2 番 寺 嶋 診療収入で1日当たり25人ぐらいが採算ラインだみたいな回答だったんですけども、1日10名ということだと倍以上の患者さんといいますか人が来ないと採算が取れないということですから、それと診療所の会計が3,600万円ほどしかないからもう数年後にはにっちもさっちもいなくなるということですね。そうした場合はね、今、要するに、寄診療所なんですけど協議会みたいなものを立ち上げているようですが、ここで今現状ですね、結局、現状の診療体制からこのままでいくとさらに診療体制が現状維持ができなくなるから、じゃあどうするのかということでのどのような検討をされているのか、その辺について伺います。

町 民 課 長 診療体制なんですけど、今年度アンケート調査もやらせていただいた中で、やはりちょっとスタッフの数が多いいんじゃないかという意見も複数、スタッフの数が、従業員といいますか受付の人数が多いいんじゃないかということが御指摘もありましてといったところで、来年度少し診療体制を見直して最小限の人数でできるように工夫をしてもらって、ちょっと内部のほうを兼務してもらったりとかそういう工夫をもらって診療体制の見直しを行ってやっていく予定

でございます。

12番 寺 嶋　　じゃあ最後に診療体制ですけど、今、人員の話も、看護師さんの人員体制のお話がありましたが、見直しというのは要するに診療日の、これも見直しの対象にするということですか。そういうのは考えていないの。

町 民 課 長　　今申し上げました見直しはその人数の見直しで、今、医師が1人、看護師1人、レセプトと受付とそれぞれいて、ちょっと中で、院内処方ですので調剤をやる者がどうしても必要ということでそれで1人多くなっちゃっているんですけども、そこら辺を看護師とその事務とレセプトのほうでうまく兼務をしたりして、忙しい時期とかはちょっとそれはできないんですが、そうでないときには兼務をしてその人数を減らしていこうという、すみません、見直しというのは具体的にはそういった見直しでございます。

12番 寺 嶋　　終わります。

議 長　　ほかでございますか。

町 長　　ちょっと補足というか、ちょっともう一遍、勘違いされちゃうといけないので言っておきますけども。御存じだということを前提にちょっとお話ししますけどね、国保の財調については先ほど話があったところで、診療所の分と国保の分と昔は別々だったのが今一つになっているんですね。ただ、我々としてはやっぱり危機感を持っているんで、やっぱり国保は国保で考えなきゃいけないし、ここの診療所は診療所で考えなきゃいけないといった部分で、なるべく当初の国保の診療所の財調というのはこのくらいある、それに対しては本当にこれだけ使っちゃうとあと3年で枯渇するよということは常に我々は言っています。ただし、国保の中で一つになっちゃっているんで、一旦使い切っちゃったにしても国保のお金がまだ全体で3億6,000万円から三千幾つ減った分がありますから、3年後ににっちもさっちもいかないということの話をされましたんでね、議事録に多分載っていると思いますけども、にっちもさっちもいかなくなるということまではいかない、ということだけはちゃんと入れておかないと、いや、本当に3年後ににっちもさっちもいなくなっちゃうみたいなことで取られちゃうと困るんで、あえてちょっとお話ししておきます。

ただ、このままの状況はよくないということも診療所の先生もよく御存じですし、ということで今現在そういったものとかも、入ってくるものが、やっぱり皆さんに病気になってくださいというわけにいかないの、とにかく元気でいていただいているというふうに判断するしかないわけですよ。それとか、あとはやっぱり今回のメッセージというかアンケートにとって広報で出しますけども、やはりできたらやっぱり近くの方々はかかりつけ医になってもらいたいなという思いはあります。ただし、どうしても専門の先生というか、内科の先生ですからやっぱりそういったものじゃないからちょっと対象じゃないねという人たちはいますけど、その辺はもう実情に合わせながら何とかニーズに合わせてとにかく長く、太く長くが一番いいんですけども、細くてもいいからとにかく長くやっていくという診療体制をやっぱりやっていかなきゃいけないというふうにも考えていますので、3年後とにかくそういうふうになるということ前提にやっていないということで承知してください。

以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第17号「令和8年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時45分から再開いたします。 (14時28分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時45分)

議 長 日程第9、議案第18号「令和8年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号「令和8年度松田町介護保険事業特別会計予算」。

令和8年度松田町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,460万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第18号「令和8年度介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

まず初めに、248ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為です。

地域包括支援センターシステム賃借料を、令和8年度から13年度までの5か年にかけて、限度額686万円を設定させていただくものでございます。

次に、予算について御説明いたします。254・255ページをお開きください。
歳入歳出予算事項別明細書により主なものを説明させていただきます。

まず初めに歳入です。

款保険料、項介護保険料、目第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者3,705人から、月額保険料基準額5,200円、所得に応じた14段階の保険料率により納付していただくものになります。

なお、年金18万円以下の収入の場合は、特別徴収ではなく、年金天引きではなく、普通徴収により納めていただくこととなります。

次に、款国庫支出金、項国庫負担金、目介護給付費負担金。説明欄、介護給付費国庫負担金は、歳出の介護給付費のうち法定割合に応じた額を国庫分として計上しております。

次に、項国庫補助金、目調整交付金。説明欄、現年度調整交付金につきましては、調整率に応じた金額を、目・節介護予防等地域支援事業交付金、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援交付金は、歳出における地域支援事業費内の介護予防・生活支援サービス事業費や一般介護予防事業費などに係る費用のうち法定割合を、目包括的支援等地域支援事業交付金、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金では、前段同様、歳出における包括的支援事業及び任意事業等に係る総額のうち法定割合を国庫分としてそれぞれ計上しております。

続きまして、256・257ページをお願いいたします。

款・項ともに支払基金交付金、こちらでは40歳から64歳までの第2号被保険者保険料を、保険給付や地域支援事業に要した経費に対し、説明欄の介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として収入するものでございます。

次に、款県支出金でございます。こちらは国庫同様に、項・目ごと法定割合により計上して金額を設定しております。

次に、款繰入金、項一般会計繰入金では、説明欄にあるとおり、介護給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業費等に係る町負担分を繰り入れるものでございます。

次に、258・259ページを御覧ください。

項基金繰入金では、現行の第9期介護保険事業計画に予定したとおりの介護保険財政調整基金より1,000万円を取り崩し、予算計上しております。

次に、款・項繰入金、説明欄、前年度繰入金は前年度の余剰金を見込んで計上しております。

続きまして、歳出について説明いたします。260・261ページをお願いいたします。

款総務費、項総務管理費、目一般管理費では、説明欄、職員給与費では職員2名分の人件費のほか、項介護認定審査会費、目認定調査費等、説明欄、介護認定審査会では、すみません、262・263ページを御覧ください、説明欄の上段、節12の要介護認定訪問調査委託料や会計年度任用職員給与費では職員4名分の人件費等を計上しております。

次に、目認定審査会負担金、説明欄、介護認定審査会では、南足柄市で一括して行う介護認定審査会の経費を計上しております。

次に、項・目同じ委員会費、説明欄、介護保険事業計画策定委員会等経費では、第10期介護保険事業計画策定委員会に関する経費を計上しております。

次に、款保険給付費でございます。こちらにつきましては予算11億6,211万1,000円です。前年度比較として約8%増となっております。

項・目介護サービス等諸費では、説明欄、介護サービス費において、各種給付費として、第9期介護保険事業計画の介護サービスの実績を基に積算し、計上しております。主に施設系サービスや地域密着型サービスの利用が増えており、予算が増額しております。

次に、264・265ページをお願いいたします。

中段ですね、項・目特定入所者介護サービス費、説明欄、特定入所者介護サービス費は、主に所得が低い方がデイサービス等を利用した際の食事や宿泊に係る費用の一部を保険にて給付するものでございます。

次に、266・267ページをお願いいたします。

款地域支援事業費です。こちらは予算7,626万8,000円、前年度対比として

8%の減です。

項地域支援事業費の目一般管理費では、説明欄、職員給与費においては、地域包括支援センター職員2名分の人件費や、一般管理では節13包括支援センターシステム賃借料などの経費を、目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、サービス事業の通所型サービスでは、運動器の機能向上事業や、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上しております。

次に268・269ページを御覧ください。

説明欄の上段です。介護予防ケアマネジメント事業においては、新規事業としてICT機器を活用した介護予防ケアマネジメントを行うことで、業務の効率化とマネジメントの質の向上を図るための委託料を計上しております。

次に、目一般介護予防事業費、説明欄、一般介護予防事業費では、普及啓発事業として介護体操はつらつ運動教室のほか、その下、一つ飛ばして下の黒丸の地域リハビリテーション活動支援事業では、こちらも新規事業として、要支援認定者や身体機能の回復が期待できる方に対し専門職がそれぞれの状態に応じた適切な事業へつなげていくための活動を支援する専門職個別支援事業委託料を新たに計上し、重度化防止や健康な高齢者の増加に向けた取組を行ってまいります。

次、目包括的支援事業、任意事業費です。説明欄、包括支援事業費では、こちらも新規事業として、要支援認定者の重度化防止並びに元気な高齢者にしていくことを目的とし、円滑かつ効果的な支援を実施するため、専門機関からの伴走支援に係る経費として伴走支援業務委託料を計上しております。

次に、270ページ、271ページを御覧ください。

説明欄の任意事業では、高齢者の見守りサポート事業のほか、説明欄にある在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業等の実施を通じて、高齢者が介護を必要になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの深化推進に取り組んでまいります。

最下段、款・項・目予備費につきましては、1,092万円を計上しております。

なお、272ページから275ページにわたり給与費の明細書を、276ページには債務負担行為書に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7 番 平 野 新規事業ということで紹介いただきました。これは268ページ、269ページ、ICTを活用した介護予防ケアマネジメントとか、中段より下の伴走支援業務とか、この辺り、もう少し具体的に説明をお願いしますでしょうか。

福 祉 課 長 ありがとうございます。

まず、ICTを活用したケアマネジメントの質を上げるということなんですが、まずこのアセスメント、予防事業等を利用したいというときにですね、アセスメントということで行うんですけども、これをですね、システム化することによって、ベテランの職員でもそうでない職員でもある一定の事業結果、測定結果を出せるということと、あわせて、どなたでもその方、利用した方の原因ですね、何が原因になってこういうサービスを利用するのかというところを明確に表すことができるということで、こういう事業をまず一つやってみようということで今回計上させていただきました。

また、伴走支援につきましてはですね、これまで介護予防事業のほうを進めてまいったんですけども、ここのところ予防給付もそうですが、通常の介護給付費のほうが増えているということもありまして、こちらどうしてもやはり予防事業のほうをしっかりとやって介護認定者を抑えてなるべく元気な高齢者をつくっていかなければいけないということもありますので、こちらの部分を一つ事業としてまず一回見直しをするというところで、そこの部分の技術的支援であったりとか助言をいただく方を委託という形でやらせていただいて、来年度、10期の事業計画を策定する関係もありますので、そこで併せて見直しをするために委託ということで事業のほうを計上させていただいたところでござい

ます。

以上です。

7 番 平 野 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

1 番 北 村 財政調整基金の繰入金が1,000万円計上されていますけれども、歳出で多分予備費が不用額になった場合にまた財政調整基金だよというところでプラマイゼロなのかなというようなところで認識しています。令和8年度、それで終了時の基金残高はお幾らになるでしょうか。

またですね、2点目として、一般会計からの、先ほどと一緒にありますけれども、繰入金について過去から現在の推移を推測するとですね、将来的に増えるのか減るのか、その辺りをちょっと御教示のほどよろしく願いいたします。

福 祉 課 長 御質問、ありがとうございます。

財政調整基金につきましてはですね、令和8年度の終わりということになりますが、一応4,000万円ぐらいになるのではないかと考えております。

それとあと繰入金につきましては、現在、高齢者の数は減っているんですけども後期高齢者の数というのはやはり少しずつ伸びているということもあります。介護を利用する方が今後増えていくことも考えますと、繰入金の主に3分の2は介護給付費からの繰入金ということになっていますので、その辺が増えていくと今後も繰入金のほうが増えていくんじゃないかというふうには考えております。これをなるべく減らしていくように事業を進めてまいりたいと思っております。

1 番 北 村 ありがとうございます。

財政調整基金は4,000万円とお聞きしましたけれども、目標額なんていうものはあるんですか。幾らぐらいあると健全なのかなというようなところが基準があればと思いますので、よろしく願いいたします。

2番について、一般会計からの繰入金増えるだろうという予測は立てているけど、平野議員が質問した話でもありますが、それを抑えるために来年度新

しい事業をやっていこうという話だと思しますので、ぜひですね、健康なお年寄り、町民にとっても喜ばしいことであると思しますので、積極的に施策していただければと思しますので、よろしくお願いします。

1 番だけ、よろしくお願いします。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。

金額どれだったらいいというのは特にあるわけではないんですが、やはり1回当たりの月当たりの給付というのがやはり今現在8,000万円から9,000万円あるので、少なくともそれがカバーできるぐらいにはためなきゃいけないんだろうなというふうには思っております。今かなり少ない状態ではありますので、ここで10期で介護保険料のほうの見直しも入ってきますので、その辺も含めた中でちょっと検討していきたいなと思っております。

1 番 北 村 8,000~9,000万円の目標額というようなことで、まだ4,000万円というところだと思しますので徐々にというようなところだとは思っています。よろしくお願いします。

一般会計の繰入金については、多分もう調整はされていると思うんですけどね、一般会計と重なるところではありますので、しっかり関係各課とですね、調整いただいて、財政推計のほど、よろしくお願いします。

またですね、今期、新規事業を幾つか強化策されていると思うんですけど、その部分のK P I、目標値、それによってみたいなところは何か考えていらっしゃるのでしたら御教示ください。

福 祉 課 長 すみません。目標値については今現在特にはつくってはいないので、ちょっとこの辺を含めて8年度に見直しをしていきますので、その辺りでK P Iをつくって目標値をつくりながらその事業を進めていきたいと思っております。

1 番 北 村 新規事業にいろいろ試していかなきゃいけないことというのは山ほどあるとは思いますが、何かあって新規事業じゃないと、これがいいのか悪いのか、やっぱり判断ができないとずっと歳出が増え続けると思しますので、歳出も増え続けるし仕事も増え続けると思しますので、やっぱりそういう基準を持ってですね、行っていただいて、効率よい仕事をしていただければと思いま

すので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

町 長 何か違うなど言われた話の話をちゃんとしておきますね。

基本的にこれは3年に1回見直しをするんですね、介護保険料というのは。介護保険料を3年に1回見直すときに、財政調整基金をたくさん残しているということになってくると、何でよ、要はそれも含めて3年間なら3年間である程度割り返しながらかやっていると、後年度の人たちが結局、今の人たちがたくさん負担して後年度の人が楽をするような形になっちゃうといけないので、本当はうまく計算上でいうと3年で財政調整基金がピタピタじゃないけどゼロになるぐらいの計算で本当は保険料を払ってもらえるようにしなきゃいけないけども、なかなかそうならないので基本的に2,000万円近いお金ぐらいは少し残しながらやっているということなんだと思います。なので、9,000万円も財政調整基金残っている、これはもう計算上おかしい、そういうことにならないような格好で令和8年度に今度の9年度から始まる新しいところの分で、これから介護の報酬審査会が開かれてその辺まで計算した中で新しい金額が出てきますから、財政調整基金が9,000万円あってにこにこしている場合じゃないというふうなことだけ理解してください。

以上です。

1 番 北 村 御丁寧な説明、ありがとうございます。それも含めて多分長期で考えての介護の見直しだとは思いますが。町民の方が健康なというところが第一だと思えますし、そのためにというところがしたら積極的に施策を行っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第18号「令和8年度松田町介護保険事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10、議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」。
令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算を次に定めるところによる。
歳入歳出。予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,920万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」について説明させていただきます。

75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があると認定された方を対象とする後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行い、申請や相談などの窓口事務や保険料の徴収については町が行っております。後期高齢者医療関係では、こ

の特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ支出する広域連合事務費負担金1,009万6,000円と、法で定められた市町村定率負担金1億3,222万6,000円を計上しております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。288・289ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款・項・目ともに後期高齢者医療保険料は、広域連合により決定されることとなっており、保険料につきましては2年ごとに見直され、令和8年度は改定の年となります。所得割率は現行の10.08%から10.30%へ、均等割額は現行の4万5,900円から5万2,531円に変更される予定となっております。

また、令和8年度から後期高齢者医療保険料においても子ども・子育て支援納付金分が賦課されるため、広域連合の条例の一部改正の中で子ども・子育て支援納付金の関係箇所が新設される予定でございますが、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、所得割率が0.25%、均等割額が1,330円の予定となっております。こども家庭庁の試算によりますと、令和8年度の見込額として後期高齢者医療制度の加入者1人当たりの平均月額は200円となっております。

なお、ただいま申し上げました保険料率は、令和8年3月26日の令和8年広域連合議会第1回定例会にて議決を得た後、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により新たな保険料率の決定となるものでございます。後期高齢者医療保険につきましては、本人負担を除いた医療に係る経費の約1割を被保険者の保険料で賄い、約5割を国・県・市町村負担金の公費で、残りの4割を国保を含めた他の医療保険からの支援金で賄われているものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料は、督促状の発行手数料でございます。

款3繰入金、項・目ともに一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度でございます。一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と町負担分4

分の1を併せて繰り入れるものでございます。

節2事務費繰入金は歳出における一般管理費に、節3事業費繰入金は歳出の保険事業費の財源とするものでございます。

款・項・目ともに繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入は、延滞金、過料、雑入の予算の項目立てでございます。

次のページ、290ページ、291ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、郵送料など一般的な事務に係る経費を計上しております。

款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険基盤安定負担金は一般会計からの繰入金と同額を、保険料納付金は、町で徴収する保険料を広域連合に納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料過誤納還付金と還付加算金でございます。

款・項ともに保険事業費、次のページ、292・293ページをお願いいたします、目1保健普及費、説明欄、人間ドック補助金は、受診者に対する費用の補助を、1人上限2万円、45件分を計上しております。目2保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施でございますが、年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても継続して御利用いただけるよう配慮いたしまして、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する費用でございます。

款5予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

なお、294ページ、295ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11、議案第20号「令和8年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号「令和8年度松田町上水道事業会計予算」。
総則第1条、令和8年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数、4,452戸。

(2) 年間総給水量、105万600立米。

(3) 1日平均給水量、2,878立米。

(4) 主要な建設改良事業、宮下水源次亜注入設備更新工事533万5,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益1億2,397万6,000円、第1項営業収益9,725万7,000円、第2項営業外収益2,671万8,000円、第3項特別収益1,000円。

支出。第2款水道事業費用、1億4,380万4,000円、第1項営業費用、1億

3,305万2,000円、第2項営業外費用、765万2,000円、第3項特別損失、10万円、第4項予備費、300万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する7,540万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入。第3款資本的収入550万円、第1項企業債530万円、第2項負担金20万円。

次ページをお願いいたします。

支出。第4款資本的支出8,090万3,000円、第1項建設改良費3,873万9,000円、第2項企業債償還金1,716万4,000円、第3項投資2,500万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、530万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府そのほか金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費、3,242万4,000円。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は730万3,000円と定める。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしくをお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。
担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。300ページをお願いします。
企業債につきましては、宮下水源次亜設備更新工事に充てるものとなっております。
少し飛びまして、314・315ページをお願いします。当初予算内訳書の収益的
収入及び支出の収入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、水道使用
料、水を売ることにより収益を得る分でございます。令和7年度の実績と見込
みにより、前年度対比767万1,000円の減としております。

目3その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会
計負担金としまして下水道使用料徴収事務負担金等でございます。

項2営業外収益、目2雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計からの事
務委託分の繰入金や加入負担金でございます。開発の減少に伴う加入負担金の
減により、現年度対比506万円の減としております。

目3長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の
見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

316・317ページをお願いします。支出でございます。水をつくるための費用
や日常的な業務委託でございます。

款2水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、配水及び給水費に
つきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料や動力費などが主なも
のでございます。前年度に対する増額の主な要因は、量水器交換委託の件数増
加と、水質検査の項目にPFOS・PFOAが加わったことによる検査費用の
増額によるものでございます。

目3総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

318・319ページをお願いします。

目4減価償却費と5資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いません
が、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息につきましては、配水管敷設替えなどの事業に対する企業債利息22件分の償還金でございます。

目2 消費税及び地方消費税につきましては、水道料金収入など課税売上げから施設整備費等経費など課税仕入れを控除し算出した国への納付金でございます。

322・323ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条予算の収支となります。

款3 資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、宮下水源次亜注入設備更新工事係る記載でございます。

項2 負担金、目1 工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定しまして、配水管敷設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

324・325ページをお願いします。支出でございます。

款4 資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1 報酬につきましては、毎日の点検等水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。

節15 委託料につきましては、経年劣化が進んでおります神山配水池の配水量計を更新するための設置設計を委託するもので、新規の科目となっております。

21 工事請負費につきましては、宮下水源の次亜設備更新工事でございます。

目2 固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、1,654器分を計上しております。

項2・目1ともに企業債償還金につきましては、企業債元金15件分の償還金となっております。

なお、306ページから312ページにキャッシュフロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表、注記を、326ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後

ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第20号「令和8年度松田町上水道事業会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、議案第21号「令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号「令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算」。

(総則)。第1条、令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水件数、711戸。

(2) 年間有収水量、17万8,700立米。

(3) 1日平均有収水量、490立米。

(4) 主要な建設改良事業、宮地田代水源次亜注入設備更新工事375万1,000円、宇津茂配水池水位計更新工事314万6,000円、宇津茂送水ポンプ場浄水池水位計更新工事314万6,000円、稲郷紫外線照射装置設置工事308万円。

(収益的収入及び支出)。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町上水道事業会計から長期借入金2,500万円を借り入れる。

収入。第1款水道事業収益3,362万3,000円、第1項営業収益1,635万5,000円、第2項営業外収益1,726万7,000円、第3項特別収益1,000円。

支出。第2款水道事業費用4,746万4,000円、第1項営業費用4,227万3,000円、第2項営業外費用309万1,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費200万円。

(資本的収入及び支出)。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,229万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入。第3款資本的収入1,290万円、第1項企業債1,290万円。

支出。第4款資本的支出3,519万6,000円、第1項建設改良費1,621万1,000円、第2項企業債償還金1,898万5,000円。

1 ページおめくりください。

(企業債)。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、1,290万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)償還の方法、政府のほか金融機関の資金についてはその融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金)。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(他会計からの補助金)。第7条、寄簡易水道事業に助成するため、一般会

計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,069万7,000円である。

(棚卸資産の購入限度額)。第8条、棚卸資産の購入限度額は53万3,000円と定める。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。340ページをお願いします。

第5条、企業債につきましては、宮地田代水源池の次亜注入設備更新工事や、宇津茂配水池の水位計更新工事等、計4件の工事に充てるものでございます。

少し飛びまして、354・355ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入です。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分でございます。令和7年度の実績と見込みにより、前年度対比15万7,000円の減としております。

目3その他の営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、消火栓維持管理負担金でございます。

項2営業外収益、目2雑収益につきましては、国が示す地方公営企業繰出金基準により、交付税措置のある元利償還金の所定の額を一般会計から繰り入れるもの及び加入負担金でございます。

目3長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

356・357ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。

款2水道事業費用、項1営業費用、目1原水浄水・配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料の動力費などが主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、量水器交換委託の件数増加と、

水質検査の項目にPFOS・PFOAが加わったことによる検査費用の増額によるものでございます。

目3総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

目4減価償却費と5資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息につきましては、配水管敷設替えなどの事業に対する企業債利息30件分の償還金でございます。

358・359ページをお願いします。

目2消費税及び地方消費税につきましては、水道料金収入など課税売上げから施設整備費等経費など課税仕入れを控除し算出した国への納付金でございます。

360・361ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条予算の収支となります。

款3資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、宮地田代水源の次亜注入設備更新工事や宇津茂配水池の水位計更新工事等、計4件の工事の起債でございます。

362・363ページをお願いします。支出でございます。

款4資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1報酬につきましては、毎日の点検等、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。

節21工事請負費につきましては、宮地田代水源の次亜注入設備更新工事のほか計4件の工事となっております。

目2固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、136器分を計上しております。

項・目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金29件分の償還金でございます。

なお、346ページから352ページにキャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、364ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、企業

債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の最後説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番 北 村 よろしくお願いたします。

寄簡易水道事業なんですけれども、収益的収支、営業収支ですよね、が1,400万円ほどマイナスとなっています。貸借対照表を見ると現金が100万円あるのと、減価償却費のほうが1,700万円上がっているんで現金としては多分もつんだらうなと思うんですけど、減価償却費ってこの部分を積み立てして設備を替えるときに使うお金なんで積み上げにしとかなきゃいけないと思うんですよね。これを使ってもたせているような状態で切迫していると思うんですけども、今後どのように考えているか、御見解をお願いいたします。

環境上下水道課長 御質問にお答えします。

令和6年度より企業会計化されまして、留保資金もほぼなくですね、企業会計初年度より運転資金が足りず借入れする状況であることを踏まえまして、早急な水道料金の見直しが必要であると考えております。上水道事業と同様ですね、コスト削減を徹底しまして類似団体と比べても給水原価を低く抑えられている現状がございます。給水収益の見直しに向き合うしかないのかなというふうに現状考えているところでございます。

以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。

今もうホームページにも出ていますのでね、パブコメの内容をちょっと確認させていただいておるんですけども、水道使用料金の改定が、上水道で言うと35%増額で、寄簡易水道145%増額を平準化して全町としても50%増の改定を検討していると記載されておりましたけど、これというのはあれですかね、使用量が変わらないという前提の下で御試算されたものと考えてよろしいでしょうか。

環境上下水道課長 お答えします。料金改定の素案におきます収支の見込みの試算につきまして

は、使用量ですね、つまり有収水量についてはですね、過去の傾向に倣いまして減少見込みで計算している、算定しているものでございます。

1 番 北 村 減少で試算されているというお話なんで来年度予算に関わるものではないと思うんですけども、令和9年度からボトルドウォーター工場が稼働するんですね、水道使用量が増えて年間で最大1,500万円程度の収入になると試算されております。これによってですね、寄簡易水道事業の収支がよくなると全町的な改定率も変わってくるかと思えます。一概にこの50%増ってかなり大きなもう負担だと思えますよ。改定される際はですね、そのボトルドウォーター事業も御考慮いただいてですね、段階的な改定も御検討のほど、何とぞひとつよろしくお願ひいたします。要望で、回答は大丈夫です。

議 長 要望ということで。

ほかにございますか。よろしいですか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第21号「令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13、議案第22号「令和8年度松田町下水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第22号「令和8年度松田町下水道事業会計予算」。

(総則)。第1条、令和8年度松田町下水道事業会計予算を次に定めるところによる。

(業務の予定量)。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 接続件数、9,518戸。

(2) 年間有収水量、95万3,600立米。

(3) 1日平均有収水量、2,612立米。

(4) 主要な建設改良事業、庶子1号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事484万円、庶子1号マンホールポンプ2号ポンプ更新工事484万円。

(収益的収入及び支出)。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町一般会計から長期借入金3,000万円を借り入れる。

収入。第1款下水道事業収益2億2,829万9,000円、第2項営業収益1億1,747万1,000円、第2項営業外収益1億1,082万7,000円、第3項特別収益1,000円。

支出。第2款下水道事業費用2億8,770万9,000円、第1項営業費用2億6,949万9,000円、第2項営業外費用1,612万9,000円、第3項特別損失108万1,000円、第4項予備費100万円。

(資本的収入及び支出)。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,805万円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入。第3款資本的収入5,067万3,000円、第1項企業債3,390万円、第2項負担金10万円、第3項他会計補助金1,667万3,000円。

支出。第4款資本的支出1億1,872万3,000円、第1項建設改良費2,477万3,000円、第2項企業債償還金9,395万円。

1枚おめくりいただいて、(企業債)。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、下水道事

業。限度額、3,390万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）償還の方法、政府そのほか金融機関の資金について、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限の短縮もしくは繰上償還または低利で借り換えることができる。

（一時借入金）。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）。第7条、次に掲げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、824万3,000円

（他会計からの補助金）。第8条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は6,350万円である。

令和8年3月3日提出、松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。378ページをお願いします。

第5条、企業債につきましては、庶子1号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金に充てるものや、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や特別措置分などの準建設改良債でございます。

少し飛びまして、392・393ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入でございます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料につきましては、受益者負担の原則にのっとり、公共下水道に接続されている皆様よりお支払いいただいた下水道使用料を集計したものでございます。令和7年度の実績によ

り、前年度対比283万1,000円の増としております。

項2 営業外収益、目3 他会計負担金につきましては、国の示す地方公営企業繰出金基準を踏まえた上で、交付税措置される元利償還金の所定額に相当する額を一般会計から繰り入れるものでございます。令和8年度分からは基準内繰入れの算定を明確化しまして、収益勘定繰入れと資本勘定繰入れに分類し計上するよう見直しをしております。

目6 長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

394・395ページをお願いします。支出でございます。公共下水道事業の維持に係る費用や日常的な業務委託でございます。

款2 下水道事業費、項1 営業費用、目1 管渠費につきましては、施設管理料に係る委託料では下水道流量計やマンホールポンプの保守点検、清掃に係るものでございます。このほか、令和8年度は下水道事業経営戦略の更新を見込んでございます。こちらは、営業運転資金の不足を一般会計から借り入れている現状を踏まえまして、適正な使用料設定等を検証することなども含めた見直しを目的とするものでございます。

目2 総係費につきましては、職員給料など一般事務関係の費用でございます。

節16 委託料にある下水道使用料徴収事務委託料につきましては、下水道使用料の入金、消し込み処理などは上水道事業の事務に含まれるため、徴収に係る費用について上水道事業会計へ支出するものでございます。

396・397ページをお願いします。

節28 負担金の公営企業会計システム負担金につきましては、公営企業会計システムをクラウド設備で使用するための負担金でございます。

目3 流域下水道管理運営費負担金につきましては、酒匂川流域下水道の維持管理に係る負担金でございます。令和8年度は前年度対比1,541万1,000円の増としてございます。

目4 減価償却費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出の

ための留保資金となるものでございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息につきましては、公共下水道の管渠敷設などの事業に対する企業債利息119件分の償還金でございます。

目2 消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料収入など課税売上げから施設整備費等経費など課税仕入れを控除して算出した国への納付金でございます。

398・399ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条予算の収支となります。

款3 資本的収入、項1・目1ともに企業債につきましては、庶子1号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金に充てるものや、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や特別措置分などの準建設改良債でございます。

項3・目1ともに他会計補助金につきましては、国の示す繰出基準を踏まえた上で交付税措置される元利償還金の所定額に相当する額を一般会計から繰り入れるものでございます。

400・401ページをお願いします。支出でございます。

款4 資本的支出、項1 建設改良費、目1 管路建設改良費、節22 工事請負費につきましては、主に庶子1号マンホールポンプ更新工事に係るものでございます。

目2 流域下水道建設費負担金につきましては、送泥管築造工事や焼却炉建設工事が主な工事でございます。

項2・目1ともに企業債償還金につきましては、企業債元金108件分の償還金でございます。

なお、384ページから390ページにキャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、402ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番 北 村 こちらもあれですね、営業収支の収益的収支ですよ、こちらを見るとマイナスとなっております。多分いずれ切迫すると思うんですけども、今後どのように考えているのか、その辺りをですね、お聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

環境上下水道課長 お答えいたします。こちらもですね、先ほどの寄簡易水道事業と同様にですね、令和6年度より企業会計化されまして、留保資金もほぼなくですね、企業会計の初年度より運転資金が足りず借入れする状況であること。またですね、今後、流域下水道の維持管理負担金もですね、増加する見込みが県から示されておりますことを踏まえ、適正な使用料設定等を早急に検証する必要があるものと考えております。

以上です。

1 番 北 村 もう具体的に何かスケジュールとかがあってあるんですか。お願いします。

環境上下水道課長 具体的なスケジュールということなんですが、今年ですね、下水道事業の中でですね、先ほどお伝えしたとおり経営戦略というシミュレーションのようなものの方針を考えておりまして、こちらはまずデータベースをですね、きちんとそろえた上で、その後、審議会に係る費用も今回計上させていただいております。恐らくですね、水道のほうがある程度少しめどが立って、それから下水道という形にはなるかと思うんですけど、下半期以降にはですね、そちらのほうにも着手していきたいなと今現状では考えておるところです。

以上です。

1 番 北 村 住民生活に直結するところだと思いますので、動きがあり次第ですね、ちょっと情報をいただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかに。

4 番 中 津 川 今、北村委員のほうからお話があったんですけど、その関係でですね、流域

下水道の管理運営費負担金、これが1,500万円ほどここで増額になっているんですが、その県の負担金の増えた要因というのはどのような要因があるのか教えてください。

環境上下水道課長 質問にお答えいたします。主な要因としまして労務費単価の上昇がございます。こちら県の流域下水道のほうは外部に発注している委託料などがですね、その分増えてきておりまして、そこが主な要因となっております。

4 番 中 津 川 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し採決を行います。

議案第22号「令和8年度松田町下水道事業会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」、次のとおり、松田町健康福祉センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。）以下同じとして指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町健康福祉センター。所

在地、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地2。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人松田町社会福祉協議会。代表者、会長、鈴木真徳。所在地、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地の2。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和11年3月31日まで3年間。

令和8年3月3日提出、松田町、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」御説明いたします。

松田町健康福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人、松田町社会福祉協議会と令和3年4月から5か年間、指定管理の協定を結び、現在に至っております。今年度の末に期間が終了するため、今回改めて指定の手続を行うものです。

選定に先立ち、条例の定めにより、社会福祉法人松田町社会福祉協議会より必要書類の提出を受け、協議を行い、その後、1枚おめくりいただきたいと思っております。参考資料1のとおり、指定管理者選定申込書を令和8年1月16日に受理しております。指定管理の対象施設の名称は松田町健康福祉センター、施設の所在地は神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地2です。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書をお開きください。

こちらには、社会福祉協議会の設立日や会長の氏名、従業員などを明記しております。下段には事業内容として、本事業を実施するに当たり必要な事業として、①健康福祉センターの施設の維持管理、②施設管理、保守管理、点検業務の調整及び執行、③入浴施設管理業務、④清掃業務の調整及び執行、⑤小規模補修の調整及び執行、⑥電気料、水道料、ガス代、点検代などの支払い、⑦

入浴料集計業務ほか3業務について行い、当センターの管理業務を行っていただく予定です。

また、最下段には、指定管理者の基本姿勢として、当該施設の設置目的や方針に基づいた運営、住民へのサービスの向上、経費削減などを行ってまいります。

次のページをお願いいたします。指定管理施設収支計画書です。

指定管理である3年間分の収支計画でございます。年度ごとの収支は、令和8年度2,508万7,000円、令和9年度1,235万6,000円、令和10年度1,293万6,000円として計画され、すみません、資料に掲載はありませんが、3年間で総額5,037万9,000円を予定しております。

また、年度ごとの減額要因につきましては、令和8年度は調査・基本設計を行い、令和9年度から10年度にかけては、入浴施設やエアコンなど老朽化設備等の改修工事により入浴施設の収益やそれに伴う点検業務がないため減額となっております。

なお、収入の部の1、受託収入である町の指定管理料の合計額は、3月定例議会の補正予算の中でお認めいただきました債務負担行為額と同額の4,151万9,000円でございます。

1枚おめくりいただきまして資料2でございます。こちらにつきましては、指定管理者選定委員会委員長宛てに所管課長より選定を依頼した書類でございます。

すみません。1枚おめくりください。参考資料3として、その選定結果についての報告書を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、議案第24号「松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第24号「松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について」。次のとおり、松田町寄ロウバイ園の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。）以下同じとして指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄ロウバイ園。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄3481番地。

2、指定管理者の名称等。名称、宇津茂ロウバイ部会。代表者、部会長、大館秀孝。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄3392番地。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで5年間。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼産業経済課長 それでは、議案第24号「松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について」説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。

指定管理者申込書です。令和8年3月31日で現在の指定管理期間5年間の満了するため、同団体に更新という形での手続となっております。松田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項による募集によらない指定管理の候補の選定とありまして、あらかじめ現指定管理者でございます宇津茂ロウバイ部会様と協議をした結果、令和8年1月27日付で指定管理者申込書を提出いただきました。

なお、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例により、個人情報保護に配慮いたしまして、印影、連絡先などの個人情報をマスキングした資料となっております。

まず、1、施設の名称及び所在地についてですが、施設の名称、松田町寄ロウバイ園、施設の所在地、松田町寄3481番地です。

次に、2、添付書類につきましては、（1）指定管理の対象となる施設の事業計画書及び収支計画書等、（2）その他町長等が必要と認める書類でございます。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書です。

1、団体の概要。団体名から役員人数は表に記載のとおりでございます。事業内容としましては、1から4のとおり、ロウバイ園及び施設の維持管理に関する業務、地域の観光農業の振興に資する各種事業の企画等に関する業務ほかとなっております。

次に、下の枠にあります、2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、地元団体として地の利を生かした管理運営を行うことで経費の削減を図るとともに、これまでの経験を生かした効果的な施設の活用により都市と農村の交流事業を推進し、もって地域の観光農業の振興を図ることとございます。

次のページをお願いします。指定管理施設収支計画書でございます。

この計画書につきましては、令和7年第4回松田町議会定例会で債務負担行

為補正として、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする松田町寄
ロウバイ園指定管理委託料を提案し、お認めいただきました。収入の部は受託
収入として5年間で750万円、各年度150万円が指定管理委託料となっております。
支出も同額でございます。

次のページをお願いいたします。参考資料2です。選定委員会委員長への指
定管理者の候補者選定依頼でございます。

次のページをお願いします。参考資料3です。選定委員会での選定の結果で
ございます。

この報告の項番3、指定管理者選定委員会の附帯意見といたしまして、「継
続した活動ができるよう体制づくりをお願いしたい」という御意見をいただい
ております。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。御審議のほど、お願いいた
します。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第24号「松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について」、原案のと
おり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」。次のとおり、松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。）、以下同じとして指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄農と交流拠点施設。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄3057番地。

2、指定管理者の名称等。名称、合同会社佐野ファーム。代表者、代表社員、佐野晃一。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄1457番地。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼産業経済課長 それでは、議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。

指定管理者申込書です。令和8年3月31日現在で指定管理期間4年6か月が満了するため、同団体に更新という形での手続となっております。松田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項による募集によらない指定管理の候補の選定とありまして、あらかじめ現指定管理者でございます合同会社佐野ファーム様と協議をした結果、令和8年1月27日付で指定管理者申込書を提出いただきました。

なお、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例により、個人情報保護に

配慮し、印影、連絡先など個人情報をもスキングした資料となっております。

まず、1、施設の名称及び所在地についてですが、施設の名称、松田町寄農と交流拠点施設、施設の所在地、松田町寄3057番地でございます。

次に、2、添付書類につきましては、（1）指定管理の対象となる施設の事業計画書及び収支計画書等、（2）その他町長等が必要と認める書類でございます。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書でございます。

1、団体の概要。団体名から役員人数までは表に記載のとおりでございます。事業内容としましては、（1）から（5）のとおり、施設及び設備の維持管理に関する業務、利用の許可に関する業務ほかとなっております。

次に、下の枠でございます2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、①の施設のより効果的な管理を実施することにより経費の節減を図ること、地域振興に関する各種催事の企画を行うこと、市民農園事業等との連携による地域活性化を図ることなどでございます。

次のページをお願いします。指定管理施設収支計画書でございます。

この計画書につきましては、収入の部として、イベント収入、利用料で各年度33万円となっております。支出の部につきましては、町へ支払う基礎納付額（地代分）につきましては、町が管理をお願いしております区域でございます市民農園管理棟とその周辺の土地賃借料相当になります。そのほかは消耗品から修繕料まで記載のとおりで、収入と同額となっております。

次のページをお願いします。

参考資料2です。指定管理者選定委員会委員長への指定管理の候補者選定依頼でございます。

次のページをお願いいたします。

参考資料3です。選定委員会での選定の結果でございます。この報告の項番3、指定管理者選定委員会の附帯意見といたしまして、「利用促進に向け、町と連携を図りPR等の実施に努められたい」という御意見をいただいております。

す。

以上、議案第25号の説明とさせていただきました。御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」、原
案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 日程第17、「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄上郡町村議会議長会議会広報広聴委員会研修会報告を、出席議員の武尾
哲治君より報告事項について皆様のお手元にお示ししておりますが、その報告
書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計ら
って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で、足柄上郡町村議会議長会議会広報広聴委員会研修会報告を終わります。

議 長 「町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告」を、出席議員の古谷星工人君より報告事項について皆様のお手元にお示ししておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で、「町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告」を終わります。

議 長 「足柄上郡町村議会議長会・足柄上郡議会議員研修報告」を受け、出席議員の吉田功君より報告事項について皆様のお手元にお示ししておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で、「足柄上郡町村議会議長会・足柄上郡議会議員研修報告」を終わります。

議 長 日程第18、「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管の事務について、会議規則第74条の規定により、お手元にお示しのとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議

長 以上で、本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了いたしました。これをもって本定例会は閉会といたします。11日間にわたり慎重なる御審議、ありがとうございました。

(16時23分)